

第4章

安全・安心なまちづくり

- ① 地域防災対策・体制の強化
- ② 地域防犯体制の強化
- ③ 交通安全対策の充実
- ④ 消防・救急体制の充実
- ⑤ 治山・治水対策の充実
- ⑥ 消費生活対策の充実

第4章

地域防災対策・体制の強化

1

大規模地震等による被害を軽減するために、建築物等の耐震化など防災対策を強化します。また、災害発生時に迅速な避難・救護・復旧ができるように、自主防災会や災害ボランティアなどと連携した支援体制を確立します。

現状と課題

本市は、地震や風水害などの自然災害に備え、磐田市地域防災計画に基づき防災体制の整備を図るとともに、予想される東海地震に備え、各種の地震防災対策を計画的に推進してきました。

今後も引き続き建築物の耐震化の推進をはじめ、近年の災害事例を参考に、市民及び自主防災会と行政がそれぞれの役割分担をするなかで、防災設備・資機材の整備のほか、防災意識の高揚などソフト面の充実を図っていく必要があります。

また、合併に伴い、各地域の防災資機材・備蓄品の平準化、市域が広がったことによる非常災害時における情報や、災害対策本部内での支部対策部との相互の応援体制などの連携強化、地域住民への情報提供、あるいは情報の一元化を図ることを目的に防災無線の整備を進める必要があります。

さらに、武力攻撃事態等において、国民保護法、国の基本指針や県の国民保護計画を踏まえ、磐田市国民保護計画に基づき、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための組織・体制の整備を図っていく必要があります。

施策の内容

1 地域防災計画の推進

地域防災計画に基づき、防災体制、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策などを充実するとともに、災害ボランティアや災害時の応援協定締結先である機関・団体・都市との連携強化を図ります。

<主な事業>
■ 地域防災計画等策定事業

2 地域防災力の向上

自主防災会の育成、防災訓練の推進、自主防災資機材の整備、防災意識の啓発など地域防災力の向上を図ります。

<主な事業>
■ 自主防災組織支援事業

施策の内容

3 防災施設等の整備

災害対策本部・避難所の資機材、避難生活用備蓄資材などの充実を図るとともに各種防災施設等の整備を行います。
非常災害時における情報連携の体制強化を図ることを目的に防災無線のシステム統合を実施します。

<主な事業>
■防災資機材整備事業
■防災備蓄倉庫整備事業
■防災無線整備事業

4 公共建築物の耐震化の推進

市民の生命、身体、財産の保護などを図るため、公共建築物の耐震補強や改築を実施します。

<主な事業>
■公共建築物の耐震化

5 民間建築物等の耐震化の促進

建築物やブロック塀等の耐震化を推進するため、補助制度や耐震化の必要性などについてPR活動を進めます。

<主な事業>
■建築物等耐震改修促進事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
地域防災体制に関する満足度	市民意識調査で「地域防災体制」が満足・まあ満足と回答した市民の割合	48%	54%	60%
公共建築物の耐震化率	耐震性能を有する公共建築物数／公共建築物総数	67%	85%	92%
住宅の耐震化率	耐震性能を有する住宅数／住宅総数 (住宅・土地統計調査結果による)	72%	80%	90%

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

地域の防災力を高めるために、自主防災組織の強化、育成を推進する支援体制を整備します。
ハザードマップを利用し地域の災害危険箇所を周知することにより、防災意識の高揚を図ります。
公共建築物及び民間建築物の耐震化を進めます。

【協働の考え方】

自主防災組織が災害時においても、自主的な活動ができるよう、災害図上訓練や研修会等の実施、防災資機材や防災活動に係る経費の支援を実施します。

【市民と行政の役割】

自主防災会は、地域の特性に合わせた防災訓練等を企画・実施し、市民は積極的に参加します。
行政は地域の防災活動への支援を行います。

第4章

地域防犯体制の強化

2

犯罪のない安全な社会を構築していくため、地域住民の防犯組織と関係機関や事業者との連携により防犯パトロールを強化するとともに、犯罪を防ぐまちづくりを推進します。

現状と課題

警察や市民防犯組織、地域安全推進員等の地道な活動もあり、本市における犯罪発生件数は、平成16年度が2,396件、平成17年度は2,186件と前年比8.8%の減となっていますが、まだまだ窃盗に代表される街頭犯罪が多い状況です。

また、全国的にも、下校途中の児童が連れ去られるなどの事件が多数発生しており、本市においても、中学生以下の子供への声かけやいたずら事案が、平成17年度は67件報告されています。これら犯罪に結びつくような事案は、早期に芽を摘む必要があります。

このため、街頭犯罪の防止はもとより、子どもの連れ去り等、凶悪犯罪の防止のため、行政、学校、PTA及び地域が協働して、通学路の安全確保をはじめ、地域全体に目が行き届いた、安全で安心な犯罪の起きにくい地域づくりを推進する必要があります。

なお、側面的な支援として、地域の安全・安心の精神的な拠り所となる交番や駐在所などの増設については、今後も継続的に要望を行っていくことが必要です。



施策の内容

1 地域防犯活動の推進

地域住民が「地域の安全は地域で守る」という意識のもと、地域を挙げて取り組む自主的防犯活動を支援します。

<主な事業>

- 地域防犯活動団体支援事業
- 防犯灯設置費補助事業

2 防犯情報の共有

地域防犯活動が効果的に推進されるよう、犯罪発生情報や不審者情報等、各種防犯情報の迅速な発信を行います。

<主な事業>

- メール配信システム運用事業【再掲】
(不審者情報等の提供)

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
犯罪発生件数	警察統計の48種の刑法犯認知件数/年	2,186件	1,950件	1,755件
不審者事案件数	中学生以下の生徒、児童に対する不審者による声かけ等の発生件数/年	78件	30件以下	10件以下
地域防犯組織設立数	地区自治会単位または小中学校区単位の防犯組織の設立数	12件	20件	32件

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

自治会や地域ボランティアを中心とした、地道な防犯活動が行われはじめていますが、これを更に発展させ、地区自治会や小中学校区での防犯組織の結成を促進し、効果的、効率的な取り組みを行います。

同時に、防犯組織づくりや活動に関する相談及び防犯灯設置費や防犯活動費等の補助金支援を継続していきます。

犯罪や不審者が少なくなり、「安全安心のまち」が実感できるよう、地域防犯組織を中心とした防犯パトロールや防犯啓発活動の推進を通じて、全市的な防犯体制を築いていきます。

【協働の考え方】

各地域の防犯組織、警察及び市内各事業所との協働や連携により、地域の自主的な防犯活動を推進していきます。

【市民と行政の役割】

市民は地域の防犯活動に積極的に参加し、行政は地域の防犯活動への支援や犯罪・不審者情報等の発信及び全市的な啓発活動を行います。

第4章

交通安全対策の充実

3

交通事故をなくすため、危険箇所の安全対策やドライバーの安全教育の推進により、安全なまちづくりを推進します。

現状と課題

全国的には「高齢社会」や「くるま社会」が更に進展し、交通事故発生の要因が高まる厳しい状況が予想されています。現在の事故の特徴としては高齢者事故や交差点事故の多発が挙げられており、適切な対策が必要です。また、飲酒運転による事故が大きな社会問題となっています。

本市における交通事故の発生状況は、件数・負傷者数とも年々増加傾向を示しています。また、死者数は、一時的に減少してもまた増加することが繰り返されている状況です。

交通事故は、事故当事者だけではなく、家族の幸せをも奪ってしまう悲惨なものです。これを未然に防ぎ市民の生命と財産を守っていくため、交通事故の現状を把握し、交通事故多発箇所の事故防止対策をはじめとする交通安全施設の充実や交通安全意識の高揚を図る必要があります。



施策の内容

1 交通安全施設の整備

交通事故削減を図るため、交通事故多発交差点や危険箇所など、地域の実情にあった交通安全施設の整備・拡充により、交通事故防止と交通の円滑化を進めます。

<主な事業>

■交通安全施設整備事業

2 交通安全意識の高揚

市民の交通安全意識の高揚を図るため、関係団体と連携を図り、交通安全の各種啓発事業を実施し、正しい交通ルールの習得とマナーの向上を図ります。

<主な事業>

■交通安全啓発事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
人身交通事故件数	死亡又は負傷を伴った交通事故の件数/年	1,854件	1,750件	1,650件
交通事故死者数	交通事故の発生後24時間以内に死亡した事故死者数/年	15人	10人以下	7人以下

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

交通事故削減のために、交通事故多発箇所や危険箇所への交通安全施設整備を推進し、さらに交通安全啓発事業による交通安全意識の高揚を図ります。

【協働の考え方】

地域で交通安全啓発活動を行っている磐田市交通安全連絡協議会とともに、交通安全意識高揚のために協働で取り組みます。

【市民と行政の役割】

市民は交通マナーの向上と交通ルールを守り、行政は交通安全施設整備や交通安全意識の高揚を図ります。

第4章

消防・救急体制の充実

4

市民の尊い生命・財産を守り、迅速な消防・救急・救助活動を行うため、消防力の向上、救急医療機関との連携強化、消防車・救急車の効率的かつ効果的な運用を図り、安全で安心なまちづくりを推進します。

現状と課題

消防組織法が改正され消防体制の充実強化を図る必要から、自主的な広域化を図ることになりました。平成24年までを期限とした再編計画を、県が示すこととなり、これをうけて対象市町が広域消防運営計画を作成し、具体化します。また、近隣消防本部との通信指令施設や無線の共同運用の検討も進んでいます。

各種災害に対処するため、広域化に併せ消防庁舎、消防団詰所、消防車、高規格救急車、AED（自動体外式除細動器）、耐震性防火水槽等の消防施設、設備等の更新や増強が必要です。これらを有効活用するための人材育成も必要で、救急救命士制度の創設以降、気管挿管、薬剤投与など高度化が著しい救急関係の救急救命士、救急科修了者や予防関係の予防技術資格者などの高度な資格を有する消防職員の養成が必要です。

救急業務は、今後も一層増加することが予想されるため、救急医療機関との連携を図りながら、救急体制の整備とともに救急車の効率的な運用が必要です。

常備消防のみでは災害対応に限界があるため、消防団・女性防災クラブ等との連携を図りながら災害対策を推進することが必要です。消防団員はサラリーマンが大半を占めることから、団員確保対策、活動環境整備が必要で、市民自らも災害対応力を向上することが必要です。

施策の内容

1 消防広域化の推進

県が示す消防広域化推進計画を受けて、対象市町とともに広域消防運営計画を作成し、広域化を推進します。

近隣消防本部との通信指令施設、無線の共同運用の検討を推進します。

<主な事業>

- 広域消防運営計画策定事業
- 広域消防指令施設等検討事務

第1編 序論
 第2編 基本構想
 序章
 重点プロジェクト
 第1章 環境にやさしいまちづくり
 第2章 住んで良かったと思えるまちづくり
 第3編 基本計画
 第3章 豊かな心を育み誇ることができるまちづくり
 第4章 安全・安心なまちづくり
 第5章 やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり
 第6章 交流と活力のあるまちづくり
 第7章 計画推進のために
 資料編

2 消防施設等の整備

広域化の進行に併せ消防庁舎、消防団詰所、消防車、高規格救急車、AED（自動体外式除細動器）、耐震性防火水槽等の消防施設、設備等の更新や増強を実施します。

<主な事業>

- 常備消防庁舎施設整備事業
- 消防団活動拠点施設整備事業
- 資機材整備事業（常備・非常備）
- 消防水利施設整備事業

3 人材の育成

消防団員確保や消防団活動の環境整備、民間防火団体の育成を図り、消防職員配置の適正化とともに、救急救命士、予防技術資格者等の高度な資格取得に努め、消防団員、消防職員への教育訓練を充実します。

<主な事業>

- 消防団活動推進事業
- 消防職員研修事務

4 予防行政の充実

防火対象物への査察を継続強化するとともに住宅用火災警報器設置を促進します。救急医療機関等と連携し救命率向上のための対策を実施します。

<主な事業>

- 予防査察・防火診断事業
- 住宅用火災警報器設置促進事業
- 普通救命講習受講促進事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
消防水利充足率	国の消防水利の整備指針に基づき、市が消防活動を行うために必要な消防水利の充足率	65%	67%	69%
救急救命士数	救急救命士資格取得者数	23人	32人	36人
普通救命講習受講者数	普通救命講習会の受講者数の延べ人数	4,000人	6,500人	9,000人

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

消防力の整備指針に基づき地域に必要とされる消防力を算定し、消防広域化の進行に併せ、市民の安全に直結した通信指令施設更新、急増する救急業務対策を優先実施します。

【協働の考え方】

地域、家庭での防災活動を担う消防団や女性防災クラブ等と協働体制を確立します。

【市民と行政の役割】

市民は自助意識を高め、普通救命講習受講や住宅用火災警報器設置に努めます。行政はこれを積極的にサポートします。

第4章

治山・治水対策の充実

5

風水害等による甚大な被害を防止するため、ハザードマップによる危険区域の住民などへの周知、河川改修やポンプ施設の整備、雨水流出抑制等の総合的な治水対策、森林や海岸の保全対策などを推進します。

現状と課題

近年では、これまで想定外であった時間雨量100ミリを超える集中豪雨などゲリラ的な豪雨で全国各地に浸水被害が起きています。

磐田市においても、平成16年11月、平成17年9月に発生した集中豪雨によって、床上・床下浸水等甚大な被害を受けており、浸水被害に遭われた地域住民の治水に対する要望は非常に強いものがあります。

今後、河川改修、ポンプの新設・増設・改修、調整池等の整備には多くの年数を要することや財政的な課題もあることから、治水対策の検討・雨水貯留の意識啓発等、市民と一体となった治水対策を国・県との連携を図りながら推進することが必要です。

森林は木材の生産基盤であることのほか、水資源の涵養や土地の保全機能等多面的な機能を有しており、今後も積極的に保全に努める必要があります。

遠州灘海岸については、海岸侵食や松枯れ被害の進行によって、その機能が低下していることから津波や高潮、砂や風による住居や農地などへの被害が予想されます。また、地域の景観形成の役割も担っていることから、海岸侵食対策や海岸林保全対策などの遠州灘沿岸の保全対策事業に関する国・県への要望を期成同盟会を通じ行っていくとともに、国や県と協力した植栽などの保全対策を実施していくことが必要です。

施策の内容

1 治水関連施設の整備

県の河川改修事業に併せ早急に都市下水路やポンプ場の整備を進めるとともに、公共施設への雨水貯留施設等の整備を行います。

<主な事業>

■久保川治水プロジェクト事業（総合内水緊急対策事業）

■雨水排水対策施設整備事業

2 市民への情報提供

行政からの治水・砂防等に関する情報の提供や住民からの情報を収集など、総合的な地域情報を共有することにより、治水対策、避難・災害対策などに役立てます。

<主な事業>

■河川水位監視システム整備事業

3 市民の意識の向上

補助金制度による雨水流出抑制施設設置の普及促進やハザードマップを利用して、市民の治水・災害に対する意識の高揚を図ります。

<主な事業>

■雨水流出抑制貯留施設設置費補助事業

4 森林機能の保全

森林整備計画により、森林資源の維持・確保を図るとともに、広葉樹の育成や治山事業等により森林機能の保全に努めます。

<主な事業>

■治山事業

■松くい虫防除事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
浸水被害家屋件数	浸水被害にあった家屋件数	224件	42件	0件
雨水貯留量	調整池の貯留量	27万t	35.7万t	51.7万t

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

治水対策・雨水貯留施設整備事業を、国・県との調整を図りつつ実施していきます。決定された情報については住民に提供し、住民と行政が共通認識したなかで浸水地域を無くす事業を実施していきます。

【協働の考え方】

雨水を一気に流さないように貯留するという治水意識の向上を目指します。

【市民と行政の役割】

市民は、現状の治水状況を認識し、治水に対する意識を高め、雨水貯留施設の設置などに努めます。行政は国・県と連携を図りながら、ポンプの新增設・改修・調整池等の整備を推進していきます。

第4章

消費生活対策の充実

6

安心できる消費生活を確保するため、消費者団体との連携のもと、消費生活に関する情報提供や相談体制を充実し、自立した消費者の育成・支援を推進します。

現状と課題

近年、IT化や国際化の進展等により、新しい商品やサービスが登場するなか、消費者トラブルが急増し、また、その内容も複雑・多様化しています。

このため、国では消費者基本法を制定し、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本としました。

本市においても、自立する消費者を育成・支援し、複雑・多様化する相談内容に対応するため、消費者団体の活動の強化とともに、情報提供や消費生活相談業務の充実・強化を図る必要があります。



施策の内容

1 消費生活センターの充実

複雑化していく消費生活相談に対応するため、相談員の専門性を高めるとともに、情報提供・啓発を積極的に実施します。

<主な事業>

- 消費生活相談事業
- 消費者啓発事業【再掲】（出前講座の開催）

2 消費者団体活動の推進

自立する消費者を育成するため、学習会・実習等を通じ、広く市民に啓発活動を実施している消費者協会の活動を支援します。

<主な事業>

- 消費者啓発事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
消費生活関係の出前講座への参加者数	各種団体等に消費生活に関する啓発を行う出前講座の参加者数／年	841人	960人	1,200人
消費者団体会員数	消費者団体で活動を行っている人数	75人	110人	135人

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

消費生活相談員の専門性を高めるため、相談員の研修機会の拡大や積極的な情報提供を行います。また、情報発信を行うための受け皿となる消費者団体の育成・支援を行います。

【協働の考え方】

市民が安心できる消費生活の確保のために、啓発活動や情報発信を、消費者団体と協働で推進していきます。

【市民と行政の役割】

市民は、自立する消費者を目指し、積極的に自己啓発に努めます。行政は、情報提供や学習の場づくりの支援を行います。